

法人税法施行規則第五十九条第三項（同令第二十六条の三第二項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件について

1 法人が行った関連者間取引に係る特定事項記載書類の保存について、一定期間経過後によることができる保存の方法を定める。（第一項、第二項関係）

2 この告示は、令和八年四月一日から適用する。